

## MHM Asian Legal Insights

第 164 号 (2024 年 6 月号)

森・濱田松本法律事務所 アジアプラクティスグループ  
(編集責任者：弁護士 武川 丈士、弁護士 小松 岳志)

### 今月のトピック

1. マレーシア : [労働安全衛生法の改正](#)
2. タイ : [遅延損害金制度の見直し](#)
3. シンガポール : [企業の実質的所有者に関する情報の透明性向上を目的とする新たな規制の導入](#)
4. インドネシア : [公開会社の株式の保有等に関する規制のアップデート](#)
5. ミャンマー : [特許法の施行](#)
6. フィリピン : [エディ・ガルシア法 \(映画及びテレビ業界の労働者の保護に関する法律\)](#)

今月のコラム [ーバンコク発「鉄道旅」のご紹介ー](#)

### はじめに

このたび、森・濱田松本法律事務所アジアプラクティスグループでは、東南・南アジア各国のリーガルニュースを集めたニュースレター、**MHM Asian Legal Insights 第 164 号 (2024 年 6 月号)** を作成いたしました。今後の皆様の東南・南アジアにおける業務展開の一助となれば幸いに存じます。

※本レターに記載した円建て表記は、ご参照のために、各現地通貨を現在の為替レートで換算したものとなります。

### 1. マレーシア：労働安全衛生法の改正

本年 6 月 1 日から、労働安全衛生に関する法律である Occupational Safety and Health Act 1994 (「労働安全衛生法」) の改正法が施行されました (その他関連する下位規則も同日に施行されています)。同時に、工場労働者の安全等に関する法律である Factories and Machinery Act 1967 (「工場・機械法」) が、上記改正法に取り込まれる形で廃止されています。またこれらの法改正と足並みをそろえて、本年 6 月 11 日、マレーシアは ILO の 1981 年の職業上の安全及び健康に関する条約 (第 155 号) を批准しました (マレーシアとの関係で効力が生じるのは 2025 年 6 月 11 日の予定です)。

重要な変更点について以下でご紹介いたします。

## MHM Asian Legal Insights

### (1) 適用対象となる労働の場所の拡大

旧法のもとでは、労働安全衛生法の適用対象となる労働の場所は、建設業、ホテル・レストラン業、小売業等の一定の業務に関する場所に限定されていました。改正法のもとでは、家事使用人、軍隊、一定の船員等を除き、原則、マレーシア国内における全ての労働の場所が適用対象となっています。法令の文言にはないものの、改正法に関する議会での議論を踏まえると、work from home の労働者に対しても適用の余地があると解されています。

### (2) 使用者らの義務の強化

使用者や、個人事業主及び業務委託の委託者が負うべき義務が強化されています。例えば、使用者、個人事業主及び業務委託の委託者は、就業場所において労働者等を含むあらゆる人に対し及び得る安全衛生上のリスク分析を行わなければならないとされています。また、労働時間中に生じ得る緊急事態に対する対応手続を定めておく必要があるとされています。

業務委託の委託者については、委託先及びその再委託先並びにこれらの従業員について、これらの者が委託者の指揮命令に従い業務を遂行する限りにおいて、その安全衛生を確保しなければならないことが明記されました。

使用者については、旧法のもとでも、業種や規模に基づく一定の使用者においては、労働安全衛生法及びその下位規則の遵守を監督する役割である Safety and Health Officer (「安全衛生責任者」) を置く必要がありました。改正法のもとではこれに加え、安全衛生責任者を置く必要がない使用者についても、従業員をその労働の場所において5名以上雇用する場合には、Safety and Health Coordinator (「安全衛生コーディネーター」) を置く必要があるとされました。安全衛生コーディネーターの役割は、労働の場所の安全衛生に関する事項を調整するというものであり、安全衛生責任者の役割よりもやや緩和されたものとなっています。

### (3) 差し迫った危険がある場合の労働者の退避権

労働者が、労働の場所において、①使用者やその代表者に対し、労働の場所において差し迫った危険があると信じる合理的な正当化事由があることを知らせたが、②使用者が危険を取り除かなかつた場合、労働者は労働の場所における差し迫った危険から退避する権利があること、労働者はこの権利の行使により差別その他不合理な取扱いを受けないことが明記されました。

上記のほかにも、罰則の強化や、法人が労働安全衛生法に違反した場合にはその法人

## MHM Asian Legal Insights

の取締役等一定の範囲の個人も連帯して責任を負うことが定められるなど、労働者を保護する観点から規制が強化される内容となっています。上記(1)の work from home の労働者への適用等不明瞭な点は残っているため、今後の運用に注視する必要があります。

弁護士 田中 亜樹  
☎ 03-6266-8919 (東京)  
✉ [aki.tanaka@mhm-global.com](mailto:aki.tanaka@mhm-global.com)

## 2. タイ： 遅延損害金制度の見直し

タイ中央銀行は、2023年11月23日、遅延損害金の計算方法及び未払債務の弁済の充当に関する新たな告示（「本告示」）に関する草案を公表しました。これは、2021年4月1日に施行された同内容に関する告示（「旧告示」）を改正することが想定されているものです。以下では、旧告示からの主な変更点について概説します。

### (1) 本告示の適用範囲

旧告示においては、下記(2)遅延損害金の利率の制限及び(3)遅延損害金の対象範囲の制限は、貸主が金融機関等の「金融サービス事業者」であり、かつ、借主が自然人又は中小企業である金銭消費貸借契約についてのみ適用されるものとされていました。本告示では、貸主については、クレジットカード事業者等の一部の事業者が、新たに「金融サービス事業者」に含まれることとなったほか、借主については、一部の金融機関等が借主となる場合を除き、全ての借主が対象とされ、下記(2)及び(3)の制限の対象となる借主の範囲が大幅に拡大することが想定されています。

### (2) 遅延損害金の利率の制限

旧告示では、遅延損害金について、当該金銭消費貸借契約に規定される利率（複数ある場合は最も高い利率）に3%を加えた率以下としなければならないとの制限が定められていました。本告示でも、この制限の内容は維持されています。

### (3) 遅延損害金の対象範囲の制限

旧告示では、分割返済の金銭消費貸借契約とリボルビング・ファシリティの2つの類型について、それぞれ遅延損害金が生ずる対象範囲に関するルールを定めていました。これに対し、本告示では、金銭消費貸借契約を3つの類型に再分類し、改めてそれぞれの類型に対し、遅延損害金の計算に関するルールを定めています。具体的には、(a)分割返済の金銭消費貸借契約については、債務不履行に陥った分割返済の元本部分

## MHM Asian Legal Insights

についてのみ遅延損害金が発生するものとされています。次に、(b)弁済期における一括返済の金銭消費貸借契約については、未払元本について遅延損害金が発生するものとされています。また、(c)上記(a)及び(b)のいずれにも該当しない金銭消費貸借契約については、元本全体について遅延損害金が発生するものとされています。

なお、本告示の内容は、それに関する特段の規定を置いていない場合に適用されるものであり、これと異なる内容を合意することもできます。例えば、上記(a)の場合において、契約上期限の利益喪失特約を設けることにより、一部の債務の不履行により債務全体について弁済期が到来し、全体について遅延損害金が生じるものとするのは可能であり、この点は旧告示においても同様です。

### **(4) 弁済の充当方法**

旧告示は、弁済の充当方法についても、分割返済の金銭消費貸借契約とリボルビング・ファシリティの2つの類型についてそれぞれルールを定めていたところ、本告示では、上記(3)に記載の3つの類型に応じてルールが定められています。すなわち、(a)分割返済の金銭消費貸借契約については、当該債務のうち先に弁済期が到来した部分の弁済に係る費用、当該部分の利息及び元本の順に充当され、その後、当該部分の次に弁済期が到来した債務についての費用、利息、元本の順に充当がなされるものとされています。また、(b)弁済期における一括返済の金銭消費貸借契約及び(c)上記(a)及び(b)のいずれにも該当しない金銭消費貸借契約については、債務全体の弁済に係る費用、当該債務全体の利息、元本の順に充当がなされます。なお、この弁済の充当に関するルールが、対象となる貸付の全ての借主に適用される点は、旧告示と同様です。

### **(5) 外国法準拠の金銭消費貸借契約**

タイ法以外の外国法が適用される金銭消費貸借契約の場合、遅延損害金の計算や弁済の充当の方法は、当該外国法に従います。しかし、当該外国法が、遅延損害金や弁済の充当についてルールを定めていない場合、金融サービス事業者は、本告示を適用することを必要に応じて選択できるとされています。したがって、タイ法以外の外国法が準拠法とされている金銭消費貸借契約であっても、本告示が適用される余地があります。

### **(6) 本告示の施行日**

本告示の草案において、本告示の施行日は2024年4月1日が予定されていましたが、現時点においてまだ施行されておりません。以上の内容はあくまでも草案であることから、実際にどのような内容の告示が施行されるのか及びその施行日について、引き続き注視が必要です。

## MHM Asian Legal Insights

弁護士 塙 晋

☎ +66-2-009-5127 (バンコク)

✉ [susumu.hanawa@mhm-global.com](mailto:susumu.hanawa@mhm-global.com)

弁護士 中ノ瀬 遥

☎ 03-5293-4875 (東京)

✉ [haruka.nakanose@mhm-global.com](mailto:haruka.nakanose@mhm-global.com)

### 3. シンガポール：企業の実質的所有者に関する情報の透明性向上を目的とする新たな規制の導入

シンガポールでは、2024年5月7日、Companies and Limited Liability Partnerships (Miscellaneous Amendments) Bill (「本法案」)が国会に提出されました。本法案は、シンガポールの会社法 (Companies Act 1967) 及び有限責任事業組合法 (Limited Liability Partnership Act 2005) の一部を改正するものであり、企業の実質的所有者に関する情報の透明性を高めることを目的としています。本法案に関しては、シンガポール財務省 (The Ministry of Finance : 「財務省」) 及び会計企業監督庁 (the Accounting and Corporate Regulatory Authority : 「ACRA」) が、2024年3月12日から同月25日まで意見公募手続を実施しており、概ね肯定的な意見が寄せられています。

本レターでは、本法案により導入された主な改正点及び ACRA の回答により明確化された内容を中心に、ご紹介します。

#### (1) 名義株主の定義の変更

現行のシンガポール会社法において、「名義株主」(Nominee Shareholder) とは、以下の基準の両方を満たす株主を指しますが、本法案による改正では、当該定義を改正し、以下のどちらか又は両方を満たす場合を「名義株主」とすることとされています。いわゆる中間持株会社等がこれに該当し得る旨の財務省及び ACRA の見解も示されています。

- (a) 公式か非公式かを問わず、他者の指示や意向に基づき行動することを義務づけられている、又は事実上そのような関係にある株主
- (b) 会社又は外国会社の株式を保有する株主であって、他者に代わって当該株式の配当を受け取る株主

#### (2) 名義取締役及び名義株主に関する情報の公開

現行法上、名義取締役及び名義株主は、帰属する会社に対してその固有情報を開示し、当該情報は、それぞれの会社の登録簿に記載することが義務付けられています。当該情報は一般には公開されず、ACRA への提出も義務付けられていません。

本法案による改正により、企業等は、名義取締役登録簿及び名義株主登録簿に記載されている全ての情報を ACRA に提出することが義務付けられ、これらの情報は

## MHM Asian Legal Insights

ACRAに保管されることとなります。また、ACRAに提出された段階から、ビジネスプロフィールにも当該情報の一部が記載されることとなります。なお、ACRAに保管されている名義取締役及び名義株主の全ての情報にアクセスできるのは、公的機関のみとされています。

### (3) 外国会社における名義取締役の登録簿の保管

現行法上、外国会社は、名義取締役登録簿を保管する必要はありませんが、本法案による改正後は、当該外国会社も、名義取締役登録簿を保管することが義務付けられることとなります。そのため、この点に関しては、従前まで生じていた外国会社と現地会社との間の取扱いの差異がなくなることとなります。

### (4) 実質的支配者の登録スケジュールの変更

現行法上、会社又はLLPは、設立日又は登録日から30日以内に、実質的支配者の登録簿を保管することが義務付けられていますが、本法案による改正により、当該登録簿は、設立日又は登録日時点において必要となり、30日の猶予期間がなくなります。

本法案の施行により、名義取締役及び名義株主並びに実質的支配者に関する情報の透明性が高まることに加え、マネーロンダリング・リスクが軽減されることが期待されています。ACRAによる遵守状況の監視も容易になると考えられ、今後の動向に注視が必要です。

※当事務所は、シンガポールにおいて外国法律事務を行う資格を有しています。シンガポール法に関するアドバイスをご依頼いただく場合、必要に応じて、資格を有するシンガポール法事務所と協働して対応させていただきます。

弁護士 細川 怜嗣  
☎ +65-6593-9467 (シンガポール)  
✉ [reiji.hosokawa@mhm-global.com](mailto:reiji.hosokawa@mhm-global.com)

弁護士 加藤 史矩  
☎ +65-6593-9462 (シンガポール)  
✉ [fuminori.kato@mhm-global.com](mailto:fuminori.kato@mhm-global.com)

## 4. インドネシア：公開会社の株式の保有等に関する規制のアップデート

インドネシアの金融庁であるOJK (Otoritas Jasa Keuangan) は、公開会社の株式の保有及び担保提供に係る報告義務等に関する規制として、OJK規則2024年4号(「本規則」)を制定しました。本規則は2024年8月28日に施行予定です。

## MHM Asian Legal Insights

インドネシアの公開会社は、上場会社のほか一部の非上場会社を含む概念ですが、本規則は、上場会社株式の保有等に関する報告義務を定めるものであるため、本レターで概要をご紹介します。

なお、本規則の制定に伴い、公開会社の株式の保有に関する報告義務を定めた既存のOJK規則2017年11号は廃止されることになります。

### (1) 公開会社の株式の保有又は異動に関する報告義務

本規則により、OJKに対する公開会社の株式の保有又は変動に係る報告義務が課せられる者の範囲は以下の内容に変更されました。従前の規制では、報告義務の判断は、所有株式数をもとに行われていましたが、本規則においては議決権数をもとに判断されることになります。

- (a) 公開会社の株式に係る議決権を直接的又は間接的に有する取締役会又はコミサリス会のメンバー
- (b) 公開会社の株式に係る議決権を直接的又は間接的に5%以上有する者（個人・法人のいずれも含みます。）
- (c) 公開会社の支配株主（公開会社の経営等に影響を及ぼすことができる株主又は議決権の50%以上の株式を有する株主）に該当する者（個人・法人のいずれも含みます。）
- (d) 保有する公開会社の株式に係る議決権が5%未満に低下する者（個人・法人のいずれも含みます。）

また、本規則においては、報告義務のある議決権比率の変動は、従来の0.5%単位から1%単位に変更されています（すなわち、%で表示した株式の議決権比率の整数部分に変動が生じた場合に報告が必要となります）。例えば、議決権比率が6.2%から6.9%に変動した場合は変動前後で6%台であることには変わりなく1%単位での変動がないため報告は不要となります。他方で、議決権比率が6.2%から7.1%に変動した場合は、6%台から7%台への1%単位での変動があるため報告義務が生じます。なお、報告義務の有無を判断する際には、変動前後の議決権比率について、少数点以下は切り捨てて計算されることになります。

報告期限は、従来は変動発生後10営業日以内であったのに対し、本規則では変動発生後5営業日以内に短縮されています。

なお、本報告義務については、議決権比率の変動が上場会社によるライツ・イシューや第三者割当増資によって生じる場合等、議決権比率の変動が株主の行為によるものではない場合には適用されません。

また、上記報告に際してOJKに対して報告しなければならない情報の範囲が従来よりも拡大され、本規則によれば、以下の情報を報告する必要があります。

## MHM Asian Legal Insights

- (a) 氏名、本籍地、国籍
- (b) 公開会社の名称（Ticker Code）
- (c) 公開会社の議決権のある株式の取引前後の所有株式数及び議決権割合
- (d) 取引の種類
- (e) 購入、売却又は譲渡した株式数
- (f) 株式の分類に関する情報
- (g) 株式の所有権の移転が支払いを伴う取引によるものである場合、1株当たりの購入価格又は売却価格
- (h) 取引日
- (i) 取引の目的
- (j) 直接的又は間接的な株式の保有状況
- (k) 間接的な株式保有である場合、受益者（Beneficial Owner）の利益のために株主として公開会社の株主名簿に記載されている者に関する情報
- (l) 株式の保有に関する報告を委任されている場合、他の株主のために報告に関する代理人として行動する者の氏名又は名称及び当該報告が株主からの委任状に基づいて代理人が行ったものであることを表明する文言
- (m) 株式の保有に関する報告がグループにより行われる場合、当該グループの構成員の詳細に関する情報

### **(2) 公開会社の株式の担保提供に関する報告義務**

本規則により、公開会社の株主はその保有する公開会社の株式を第三者に担保として提供する場合に、その報告が義務付けられるようになりました。株式担保提供について報告が必要となる場合は以下の(a)又は(b)の場合です。

- (a) 担保提供される株式に係る議決権の割合が5%以上となる場合（複数回の担保提供により当該割合が5%に達した場合を含みます）
- (b) 担保提供されている株式に係る議決権の割合が5%以上ある場合において、%で表示した際の整数部分に変動が生じた場合（少数点以下は切り捨てて計算）

また、担保提供に関する報告については、実際に株式に対して担保が設定された時点ではなく、担保設定合意時点から報告期限がカウントされることとなります。報告期限は上記(1)と同様に5営業日以内となります。

株式の担保提供に関する報告については、少なくとも以下の情報を OJK に報告する必要があります。



## MHM Asian Legal Insights

- (a) 氏名、本籍地、国籍
- (b) 公開会社の名称（Ticker Code）
- (c) 担保提供される公開会社の株式の数及び議決権割合
- (d) 当該担保に係る主債務たるローンの総額
- (e) 担保提供されている株式数に変動が生じる場合は、その変動の原因となる取引又は事象の種類
- (f) 担保設定契約の締結日及び期間
- (g) 担保提供が関連会社間で行われる場合には、当該関連会社との関係

本規則では、公開会社の株式の保有等に関する報告については、OJK の電子システムを通じて行うものとされていますが、現時点では当該電子システムはまだリリースされていない状況です。電子システムのリリースまでは OJK に対して書面又は電磁的方法による報告の提出も認められますが、電子システムがリリースされた場合には、当該システムを通じたオンラインでの提出のみが認められることが予定されており、また、報告期限についても、上記(1)及び(2)いずれの場合も 3 営業日以内に短縮されることになるので、留意が必要です。

弁護士 竹内 哲  
☎ +65-6593-9755（シンガポール）  
✉ [tetsu.takeuchi@mhm-global.com](mailto:tetsu.takeuchi@mhm-global.com)

弁護士 大林 尚人  
☎ 03-6212-8305（東京）  
✉ [naoto.obayashi@mhm-global.com](mailto:naoto.obayashi@mhm-global.com)

## 5. ミャンマー：特許法の施行

ミャンマーでは、2019 年前半に知財 4 法（商標法、意匠法、特許法及び著作権法）が成立し、いずれも別途大統領が定める告示により施行日が定められることになっていました。過去の本レターでお伝えしたとおり、これらの法律のうち、商標法は 2023 年 4 月 1 日付けで、意匠法及び著作権法は 2023 年 10 月 31 日付けで、それぞれ施行されています。

2024 年に入っても唯一未施行のままであった特許法（Patent Law）ですが、国家行政評議会（State Administrative Council）は、2024 年 6 月 1 日付けの Notification 第 106/2024 号において、同法を 2024 年 5 月 31 日付けで施行することを公表しました。法律の施行に合わせて、施行規則として、特許規則（Patent Rules）が 2024 年 6 月 5 日付けで公表されています。

先のニュースレターでも繰り返しお伝えしているとおり、ミャンマーにおける知財法の運用はまだ始まったばかりであり、今後政府当局がどのような対応を行っていくのかが注目されます。

## MHM Asian Legal Insights

(ご参考)

本レター第 150 号 (2023 年 4 月号)

<https://www.mhmjapan.com/content/files/00067336/20230420-042932.pdf>

本レター第 157 号 (2023 年 11 月号)

<https://www.mhmjapan.com/content/files/00069341/20231121-112819.pdf>

弁護士 武川 丈士

☎ +95-1-9253652 (ヤンゴン)

✉ [takeshi.mukawa@mhm-global.com](mailto:takeshi.mukawa@mhm-global.com)

弁護士 眞鍋 佳奈

☎ +95-1-9253653 (ヤンゴン)

✉ [kana.manabe@mhm-global.com](mailto:kana.manabe@mhm-global.com)

弁護士 井上 淳

☎ +95-1-9253654 (ヤンゴン)

☎ 03-6266-8566 (東京)

✉ [atsushi.inoue@mhm-global.com](mailto:atsushi.inoue@mhm-global.com)

## 6. フィリピン：エディ・ガルシア法（映画及びテレビ業界の労働者の保護に関する法律）

本年 5 月 24 日、映画及びテレビ業界の労働者や請負人の保護を目的としたエディ・ガルシア法（共和国法 11996 号）（「本法」）が成立しました。エディ・ガルシア法は、フィリピンの著名な俳優であるエディ・ガルシア氏（享年 90 歳）が、2019 年に撮影中にケーブルに躓いて転倒して死亡した事故を契機として制定された法律です。同氏の事故は、映画やテレビ業界の労働者の安全や労働環境に関する議論を引き起こし、その結果として、映画及びテレビ業界に従事する労働者及び独立請負人の保護を目的とした本法が制定されました。

本法の概要は以下のとおりです。

### (1) 雇用契約等の締結

雇用主や委託者は、雇用又は請負が開始する前に、労働者との契約又は独立請負人との委託契約を締結する必要があります。これらの契約においては、一定の必要的記載事項（役職及び地位、業務内容、契約期間、報酬の詳細（ただし、別途合意がない限り、報酬は 15 日以内の間隔で支払われるものとされます）、報酬の控除項目、勤務時間、苦情解決制度）を規定する必要があります。なお、これらの契約において、他の撮影企業と契約を締結している者を差別的に扱う内容を定めることは原則として禁止されます。

また、勤務時間は 1 日 8 時間（ただし 14 時間まで延長可能）であり、1 週間の勤務時間は最大 60 時間とされます。1 日 8 時間を超えて勤務する場合や深夜の勤務には割増手当が支給されます。なお、勤務時間については、本法の適用対象となる者の

## MHM Asian Legal Insights

特性を踏まえた特別な規定も盛り込まれています（特殊メイクのために必要な時間のうち最初の2時間は勤務時間には含めない、撮影スケジュールのキャンセルは8時間以上前に労働者等に通知しない限り、当初スケジュール通りに執務したものとみなすなど）。

報酬については、最低賃金を下回ってはならないこと、適時に直接支払われること、合意がない限り報酬の控除は許容されないこと、報酬の明細を交付すること等が定められています。

### (2) 雇用主等の義務

雇用主等の義務として、労働者等に対して食事、移動、宿泊等の最低限の必需品を提供すること、ハラスメントを行わないこと、労働者等に適切な保険を付すこと、安全衛生に関する一定の義務（安全衛生に関する法令の遵守、安全な労働環境の整備、適切な応急措置及び医療サービスの提供、危険性のある業務に関して危険性の告知、安全性の問題への対処、撮影開始前の安全性に関する労働者等への説明等）を負うことが定められております。

エディ・ガルシア法は、既存の労働法等で認められている権利を改めて確認する内容も少なくなく、また、映画及びテレビ業界の労働者や独立請負人の保護を対象としている点で適用範囲も広いものではありませんが、エディ・ガルシア氏という著名人の事故後、同氏と関係が深い国会議員より、エディ・ガルシア氏の名前を冠した法案が提出されて制定に至ったことは、議員立法が中心であるフィリピンの立法過程が垣間見えるという意味で興味深いように思います。

弁護士 園田 観希央

☎ 03-6266-8595（東京）

☎ 052-446-8651（名古屋）

✉ [mikio.sonoda@mhm-global.com](mailto:mikio.sonoda@mhm-global.com)

弁護士 井上 淳

☎ 03-6266-8566（東京）

✉ [atsushi.inoue@mhm-global.com](mailto:atsushi.inoue@mhm-global.com)

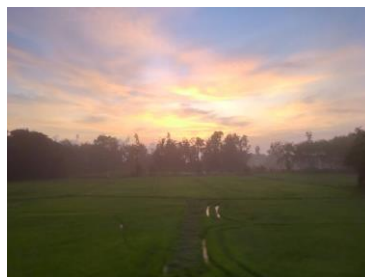
## MHM Asian Legal Insights

## 今月のコラムーバンコク発「鉄道旅」のご紹介ー

「自分の足で国境を越えてみたい。」

島国で育った誰しものが、人生で一度はそう思ったことがあるのではないのでしょうか。かくいう私もその一人。長年のささやかな目標を果たすべく、バンコクから寝台列車とバスを乗り継ぐこと約 12 時間、ラオスの首都ビエンチャンまで行ってきました。

バンコクのクルンテープ・アピワット中央駅を夜の 8 時に出発し、タイ側の国境の町ノンカーイに着いたのは翌朝の 6 時。車内では、あまりに冷房が強力で、凍えっぱなしの 10 時間でしたが、車窓から見た朝焼けには旅情をかきたてられました。



さて、タイ側での出国審査を無事に済ませ、いよいよ国境を越える時が来ました。流れに身を任せていると、どうやらメコン川に架かる国境の橋「タイ・ラオス友好橋」をバスで渡るようです。タイ側の橋の欄干にはタイ国旗、川の中央付近を境に、ラオス側にはラオス国旗が掲げられています。境目が近づくにつれてカウントダウンをしていたのはどうやら私だけだったようで、車内は特段の盛り上がりを見せることなくバスは国境を越えたのでした。

徒歩で国境越えという当初の思惑は外れ、バスでのあっけない入国にはなりましたが、これはこれで一興。空気も青空も変わらないのに、乗車時はタイ、5 分後の下車時はラオスというのは、何とも不思議で感慨深い経験になりました。



鉄道での旅といえば、バンコクの北 150km ほどのところにあるロブリー県への日帰り観光ツアー、通称「ひまわり列車」も人気です。タイ国鉄が毎年 12 月頃に期間限定で運行しているツアーで、満開のひまわり畑、ダム上の橋での一時停車、植物（シダ）園等、写真撮影スポットを次々と回ります。お互いに記念撮影を手伝うなど現地の人々との交流を楽しめるところも魅力の一つです。

みなさんもバンコクから鉄道旅、経験してみませんか。

(弁護士 平田 亜佳音)

## MHM Asian Legal Insights

### セミナー・文献情報

- セミナー [『Doing Business In and With Global Markets 2024』](#)  
開催日時 2024年6月26日(水) 9:00~16:45  
講師 梅津 英明  
主催 Practicing Law Institute
  
- セミナー [『グローバル\(欧米・中国・アジア主要国/ブラジル・ロシア\) データ保護規制の要点比較と最新実務対応』](#)  
開催日時 2024年7月4日(木) 13:30~16:30  
講師 田中 浩之  
主催 株式会社金融財務研究会
  
- 論文 「FIDIC around the world (Japan)」  
掲載誌 Construction Law International April 2024  
著者 関戸 麦、高松 レクシー (共著)

### NEWS

- ALB Japan Law Awards 2024 にて受賞しました  
トムソン・ロイターグループの国際的法律雑誌である ALB (Asian Legal Business) による ALB Japan Law Awards 2024 において、当事務所は以下のカテゴリーにて受賞しました。

#### FIRM CATEGORIES

- Japan Law Firm of the Year
- Japan Deal Firm of the Year
- International Arbitration Law Firm of the Year
- Labour and Employment Law Firm of the Year
- Real Estate Law Firm of the Year
- Regulatory and Compliance Law Firm of the Year

#### DEAL CATEGORIES

- Debt Market Deal of the Year
- Kubota's Debut Offering of Senior Notes
- Project Finance Deal of the Year
- Development of Kitakyushu Hibikinada Offshore Wind Farm

#### INDIVIDUAL CATEGORIES

- Young Lawyer of the Year (Law Firm) : 佐藤 典仁

## MHM Asian Legal Insights

- **Chambers Asia-Pacific and Greater China Region Awards 2024**にて **Japan Domestic Law Advisers of the Year** を受賞しました  
Chambers & Partners による Chambers Asia-Pacific and Greater China Region Awards 2024 の授賞式が 2024 年 5 月 29 日に香港で行われ、当事務所は Japan Domestic Law Advisers of the Year を受賞しました。
  
- **Benchmark Litigation Asia-Pacific Awards 2024**にて受賞しました  
Benchmark Litigation Asia-Pacific Awards 2024 の Practice Area Firm Awards において、当事務所は **WHITE-COLLAR CRIME FIRM OF THE YEAR** を受賞しました。  
さらにタイ (Chandler MHM Limited) よりタワチャイ・ブーンマヤパン弁護士が 40 UNDER 40 に選出されております。
  
- **アバディ・ティスナディサストラ** 弁護士が、Asia Business Law Journal により、2024 年のインドネシアを代表する A-List の弁護士の一人として選ばれました  
当事務所ジャカルタオフィス (ATD Law in association with Mori Hamada & Matsumoto) のアバディ・ティスナディサストラ 弁護士が、権威ある Asia Business Law Journal により、2024 年のインドネシアを代表する A-List の弁護士の一人として選ばれました。  
この栄誉は、同弁護士が卓越したリーガル・サービスをクライアントに提供するための揺るぎない努力を続けてきたことの証であり、そのサービスは、法曹界において革新的であり、また、際立って優れたものです。今回の選出は当事務所にとっても光栄なことであり、同弁護士が今後も当事務所を発展させるとともに、インドネシアの法曹界において新たなマイルストーンを達成すると確信しております。
  
- **MHM Pride 2024 開始のお知らせ**  
森・濱田松本法律事務所は、LGBTQ+ やさまざまなマイノリティに対するアウェアネス (認知) を高め、自分が多数派ではないこと・多数派でなくなることへの不安がない世界、自分が安心して自分でいられる世界を実現するために、6 月を中心として、MHM Pride 2024 を実施いたします。  
この MHM Pride 2024 に合わせて、当事務所のホームページのロゴを、6 月の間、LGBTQ+ や性的指向・性自認 (SOGI) の多様性の象徴でもあるレインボーカラーを取り入れた MHM Pride 仕様のものに変更しています。

### Pride Month と MHM Pride について

毎年 6 月は “Pride Month (プライド月間)” とされ、世界各地で LGBTQ+ の権利

## MHM Asian Legal Insights

や文化への理解を深め支持を広げるための活動が行われています。これは、アメリカのゲイバーであるストーンウォール・インに対する警察の不当な踏み込み捜査に対し、客や近隣住民が抵抗したことをきっかけとして、LGBTQ+の権利獲得運動の先駆けとなったといわれる「ストーンウォールの反乱」が1969年6月に起きたことに由来するものです。

森・濱田松本法律事務所でも、2021年より毎年、このPride Monthである6月に、“MHM Pride”と題して、LGBTQ+が、ひいては様々なマイノリティが置かれている状況につきアウェアネスを高めることを目的とした多様な活動を行っています。

### MHM Pride 2024 のテーマとプロジェクトについて

今年のテーマは、“Belief in a better tomorrow — 新しい明日を信じて”です。

私たち一人一人が考え方や行動を少しずつ変えていくことによって未来は変わります。誰にとっても素晴らしい明日が来る、そんな未来を創るために今できることを皆さんと一緒に考え、学んでいきたいという願いを込めて、今年のテーマを決定いたしました。

MHM Pride 2024 では、例年同様、レインボーカラーを取り入れたグッズの制作・配布、所内講演会・所内ワークショップの実施、ポスターなどを通じたアウェアネスを高めるための様々な取組み、東京オフィスにおけるレインボーカラーのデコレーション等を実施しています。一部グッズは、東京オフィス等でも配布を予定しておりますので、お越しになった際には、是非手に取っていただけますと幸いです。なお、数量に限りがあります。

HAPPY PRIDE !!